

議案第 4 3 号

指定管理者に管理を行わせる公の施設の変更について（海老名市有料自転車等駐車場）

別紙のとおり海老名市有料自転車等駐車場の指定管理者に管理を行わせる公の施設を変更したいため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

指定管理者に管理を行わせる海老名市有料自転車等駐車場の一部を変更したいため

指定管理施設の変更

指定管理者に管理を行わせる公の施設を次のように変更する。

1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

変更前

名 称	位 置
海老名駅東口立体有料自転車駐車場	海老名市中央一丁目 2 9 9 番地 4
海老名駅東口第 2 有料自転車駐車場	海老名市中央三丁目 1 4 9 1 番地 1 先
海老名駅東口第 3 有料自転車駐車場	海老名市中央一丁目 1 1 4 8 番地
海老名駅西口第 1 有料自転車駐車場	海老名市扇町 1 0 7 6 番地 1
海老名駅西口第 2 有料自転車・原動 機付自転車駐車場	海老名市扇町 1 1 5 番
海老名駅西口第 3 有料自転車・原動 機付自転車駐車場	海老名市上郷 7 6 2 番地
海老名駅西口第 4 有料自転車・原動 機付自転車駐車場	海老名市めぐみ町 1 1 5 4 番地

変更後

名 称	位 置
海老名駅東口第 2 有料自転車駐車場	海老名市中央三丁目 1 4 9 1 番地 1 先
海老名駅東口第 3 有料自転車駐車場	海老名市中央一丁目 1 1 4 8 番地
海老名駅東口第 4 有料自転車駐車場	海老名市中央一丁目 3 8 0 番 4
海老名駅西口第 1 有料自転車駐車場	海老名市扇町 1 0 7 6 番地 1
海老名駅西口第 2 有料自転車・原動 機付自転車駐車場	海老名市扇町 1 1 5 番

海老名駅西口第3有料自転車・原動 機付自転車駐車場	海老名市上郷7 6 2番地
海老名駅西口第4有料自転車・原動 機付自転車駐車場	海老名市めぐみ町1 1 5 4番地

2 変更日

令和4年8月1日

指定管理者に管理を行わせる公の施設の変更について

1 管理を行わせる公の施設を変更する理由

海老名市有料自転車等駐車場7施設のうち、海老名駅東口立体有料自転車駐車場を7月31日限りで廃止し、新たに8月1日から海老名駅東口第4有料自転車駐車場の供用を開始するため

2 その他

事業者及び指定期間については同一のままとする。